

北九州市監査公表第3号

令和6年2月21日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、財政局、建築都市局、人事委員会行政委員会事務局及び選挙管理委員会行政委員会事務局の令和4年度及び令和5年度（令和5年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査委員の除斥

中西満信監査委員は、令和3年7月から令和5年3月まで財政局長を務めていたため、この監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

3 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

4 監査の期間

令和5年7月7日から令和5年12月14日まで

5 監査の結果

(1) 財政局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(2) 建築都市局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(3) 人事委員会行政委員会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(4) 選挙管理委員会行政委員会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。